

(様式0)

# 日進市公園施設長寿命化計画

令和7年3月

日進市 都市整備部 都市計画課

## 【1】都市公園整備状況

(令和6年4月1日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
64 (公園)	48.89 (ha)	5.21 (㎡)

## 【2】計画期間

[ 令和7(2025)年度～令和16(2034)年度(10箇年) ]

## 【3】計画対象公園

### ①公園種別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植	歴史	緩緑	都緑	他	合計
55	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60

### ②選定理由

開設年度が古く施設の老朽化が進行している街区公園や身近な憩いの場として市民に親しまれている街区公園を対象とする。

## 【4】計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設
944	151	469	377	8	11

便益施設	管理施設	災害応急 対策施設	その他の施設	建築物 (内数)	合計
15	2,253	-	-	(16)	4,228

### ②これまでの維持管理状況

各公園施設の維持管理状況としては、公園管理者(及び指定管理者)による日常点検と専門業者による定期点検を実施し、点検結果をもとにその都度、修繕を実施している。なお、予算執行上の理由により速やかに修繕を実施できない施設については、使用禁止措置を講じ事故防止に努めている。

### ③選定理由

来園者への安全で安心な公園利用を提供するため、計画対象の都市公園内に設置されている施設の内、植栽を除く劣化状況を確認できる全ての施設を長寿命化計画の対象施設とする。

## 【5】健全度を把握するための点検調査結果の概要

### 点検調査実施時期

- ・遊戯施設：令和6年1月
- ・一般施設：令和6年6月
- ・建築物：令和6年6月

### 点検調査方法

- ・遊戯施設：「遊具の安全に関する規準（JPFA-S:2014）」に準じて実施した定期点検結果を長寿命化計画に反映
- ・一般施設：「公園施設長寿命化計画策定指針（案）参考資料集」に示される健全度調査票用チェックシートを参考に点検並びに評価・判定を実施
- ・建築物：「公園施設長寿命化計画策定指針（案）参考資料集」に示される健全度調査票用チェックシートを参考に点検並びに評価・判定を実施

### 点検調査結果の概要

劣化診断による4段階の判定結果は、最も良好な状態であるA判定が1232施設（52.7%）、B判定が1,065施設（45.5%）、C判定が38施設（1.6%）、D判定が4施設（0.2%）であった。

	健全度判定			
	A	B	C	D
a. 一般施設(369)	191	161	15	2
b. 土木構造物(5)	1	2	2	0
c. 建築物(15)	5	10	0	0
d. 遊具等(377)	101	154	122	0

## 【6】 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. に示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

なお、考慮すべき事項は、利用者の安全性及び利用頻度の想定を基に、遊具等について、健全度判定が「C」となった施設を「高」と設定した。

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設(369)	2	15	352
b. 土木構造物(5)	0	2	3
c. 建築物(15)	0	0	15
d. 遊具等(377)	122	0	255

## 【7】 対策内容と実施時期

### ① 日常的な維持管理に関する基本的方針

日常点検や定期点検毎の点検実施体制の基本的な方針を以下に示す。

種類	概要	頻度	体制
日常点検	公園管理者が主として目視により、施設の変状や異常の有無を調べる。	月1回	公園管理者
定期点検	専門技術を有するものが目視、触診や打診や聴診により、また、用具・測定器具の使用により、定期的に行う点検であり、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べる劣化判定と診断を行う。	年1回 (遊戯施設、 四阿など)	専門業者
精密点検	日常点検、定期点検等により、施設の不具合が発見され、必要な措置を検討する際、精度の高い診断結果が必要なときに専門技術者により実施する。	必要と判断した場合に実施	専門業者

## ②公園施設の長寿命化のための基本方針

予防保全型管理が可能な施設については、計画的に部分修善や塗装を実施し、公園施設の長寿命化を図るものとする。

また、遊具については「遊具の安全に関する規準」に示される消耗部材について、推奨交換サイクルの期間内における定期的な部材交換を実施するものとする。

使用見込み期間は、国の指針による以下を参考に設定する。

### 《参考》

表-12 使用見込み期間の設定例

	事後保全型管理における 使用見込み期間	予防保全における 使用見込み期間
処分制限期間が 20年未満の施設	処分制限期間の2倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限×2.4)
処分制限期間が 20年以上～40年未満の施設	処分制限期間の1.5倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限×1.8)
処分制限期間が 40年以上の施設	処分制限期間の1倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限×1.2)
※この設定は、本指針策定時に行った地方公共団体へのモニタリング調査結果で得られたデータに基づき便宜的に定めたものであり、合理的な根拠となるデータに基づくものではないこと、また地域性、気象条件や利用状況等により適宜調整すべきものであることに留意されたい。		

今後、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

## 【8】都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

## 【9】対策費用

① 概算費用合計（10年間）【②+③】	380,288 千円
② 予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	373,178 千円
③ 事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	7,110 千円
④ 単年度あたりの概算費用合計【①/10】	38,029 千円

**【10】 計画全体の長寿命化対策の実施効果**

〔 長寿命化対策による単年度あたりライフサイクルコストの縮減額は、566 千円である。 〕

**【11】 計画の見直し予定**

- ① 計画の見直し予定年度（西暦）：[2034年度]
- ② 見直し時期、見直しの考え方など

〔 ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。  
・ 公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。 〕

**【12】 公園施設の再編・集約化や新技術の活用を検討を踏まえた費用の縮減に関する具体的な方針**

〔 ・ 公園施設長寿命化計画の成果を活用して都市公園台帳の情報を電子化（GIS）し、公園台帳管理システムを構築する。システムを導入することにより、公園施設の効率的な遊具点検や今後の長寿命化計画策定のコスト削減を実現する。具体的には各公園施設の位置や修繕・更新履歴、点検結果等を一元管理することで、維持管理業務の省力化や効率化を図る。 〕